

月形町告示第56号

令和3年度から令和6年度における競争入札に参加する者に必要な資格に関する告示

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を次のとおり定める。

令和2年12月29日

月形町長 上坂 隆一

第1 資格の種類

- 令和3年度から令和6年度において月形町が締結しようとする契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）を定めるものとする。ただし、土木工事、建築工事、舗装工事、鋼橋上部工事、電気工事、管工事の資格にあつては、当該資格をAからCまでの等級に区分する。
- 1の区分は、基準数値に対応した等級とする。この場合において、基準数値の算出にあつては、客観的要素及び主観的要素に基づいた合計数値とする。

| 等級 | 土木工事 | 建築工事 | その他工事 |
|----|-----------------|-----------------|-----------------|
| A | 900点以上のもの | 900点以上のもの | 800点以上のもの |
| B | 600点以上900点未満のもの | 600点以上900点未満のもの | 600点以上800点未満のもの |
| C | 600点未満 | 600点未満 | 600点未満 |

- 格付に係る客観的要素及び主観的要素の審査項目及び基準は、次によるものとする。
 - 客観的要素（客観点）は、工事請負等入札参加資格審査申請書を提出する日の直前に通知を受けた建設業法（昭和26年法律第100号）第27条の27に規定する経営規模等評価結果通知書総合評定値を希望工種の客観点として用いることとする。
 - 主観的要素の審査項目は、工事施行成績とする。

- (3) 主観的要素の審査基準は、工事施行成績について、前年及び前々年に施工した工事に係る評定点の平均値により、次の区分に従って算定するものとする。この場合において、その平均値に小数点以下の数値があるときは、これを切り捨てるものとする。

| 評定点の平均値 | 付与点数 |
|-------------|------|
| 85 以上 | 50 |
| 80 から 84 まで | 40 |
| 75 から 79 まで | 30 |
| 70 から 74 まで | 20 |
| 65 から 69 まで | 15 |
| 60 から 64 まで | 10 |
| 55 から 59 まで | 5 |
| 54 以下 | 0 |

第2 資格要件

1 共通の資格要件

資格の共通の要件は（1）から（4）までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 申請者及び受任者が所在する市区町村民税及び都道府県の事業税

イ 法人税（個人の場合は申告所得税及び復興特別所得税）と消費税及び地方消費税

- (4) 次に掲げる届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）であること。

ア 健康保険法第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法第7条の規定による届出

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 工事の請負契約（塗装、道路標識設置、機械器具設置及び造園に係る契約を含む。以下同じ。）について競争入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。
- ア 建設業法による許可を受けた建設業者であること。
 - イ 工事請負等入札参加資格審査申請書の提出した年の1月1日（以下「基準日」という。）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいる者
- (2) 建築物の設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。
- ア 建築士法（昭和27年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所についての登録を受けた者であること。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合はこの限りでない。
 - イ 基準日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
 - ウ 資本金が30万円以上又は従業員（代表者を含む。）が3人以上であること。
- (3) 土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約についての競争入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。
- ア 基準日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
 - イ 資本金が30万円以上又は従業員（代表者を含む。）が3人以上であること。
- (4) 測量に係る契約についての競争入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。
- ア 測量法（昭和26年法律第188号）による登録を受けたものであること。
 - イ 基準日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
 - ウ 資本金が30万円以上又は従業員（代表者を含む。）が3人以上であること。
- (5) 物品の購入又は借入れの請負契約についての競争入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。
- ア 基準日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
 - イ 資本金が30万円以上又は従業員（代表者を含む。）が3人以上であること。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。
- (6) 役務の提供の請負契約についての競争入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。
- ア 基準日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 資本金が30万円以上又は従業員（代表者を含む。）が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等共同組合法（昭和26年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等共同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期にしなければならない。

(1) (2) から (5) までに掲げる者以外の者

令和3年2月1日から令和3年2月19日まで又は令和3年4月1日から令和7年2月15日

(2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合

(1) に定める時期及び当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

(1) に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 町長が特別の理由があると認めた者

町長の指定する日

2 申請の方法

(1) 資格審査の申請は、申請書類を町長に提出することにより行わなければならない。

申請書類は、建設工事については市町村統一様式、物品の購入等については月形町独自様式を使用のほか誓約書、法定保険加入状況一覧表（ただし、総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の提出があった場合を除く。）納税証明書、印鑑証明書、決算書等を添付するものとする。なお、申請者の本社が月形町内に所在する場合は、月形町が発行する納税証明書は不要とし、月形町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限措置に関する条例施行規則第6条に定める同意書を添付するものとする。

(2) 中間年には納税状況についてのみ中間審査（令和5年2月頃）を行うこととし、中間審査時前に参加資格を得ていた場合は、中間審査時に納税証明書を提出することとする。

第4 資格審査の再申請

1 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

(1) 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

(2) 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

(3) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請の方法は、第3の2を準用する。

第5 名簿登載日

(1) 令和3年2月1日から令和3年2月19日までに申請したもの 令和3年4月1日

(2) 令和3年4月1日から令和7年2月15日までに申請したもの 毎月15日までの申請は翌月の1日、毎月16日以降の申請は翌々月の1日

第6 資格の有効期間

資格の有効期間は、名簿登載日から令和7年3月31日までとする。

第7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

(1) 第2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。